

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前
一 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。 1 施行規則第十五条の三第五号(4)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する技術基準 2 施行規則第十五条の三第五号(5)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の二に規定する技術基準 3 施行規則第十五条の三第五号(6)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の三第一号に規定する技術基準 4 施行規則第十五条の三第五号(4)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準 5 施行規則第十五条の三第五号(5)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準 〔（表示）略〕 〔一・三 略〕		一 〔同上〕 1 施行規則第十五条の三第五号(4)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三第二号の技術基準 2 施行規則第十五条の三第五号(5)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の二の技術基準 〔新設〕 3 施行規則第十五条の三第五号(4)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第四項の技術基準 4 施行規則第十五条の三第五号(5)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第五項の技術基準 〔（表示）同上〕 〔一・三 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		